

『ウェルビーイングのためのジュネーブ憲章』

ウェルビーイングのためのジュネーブ憲章は、生態系の限界を超えることなく、将来の世代にも公正な健康を提供する持続可能な「ウェルビーイング社会」の創造の緊急性を強調しています。この憲章は、スイスのジュネーブで2021年12月13日から15日にかけて開催された第10回グローバルヘルスプロモーション会議の成果であり、オタワ憲章や過去のヘルスプロモーションに関する国際会議の成果に基づいています。

行動を起こす緊急性

世界は複雑かつ関連性のある危機に直面していますが、それらは国々に異なる影響を与えています。最近のパンデミックは社会の断絶を露呈させ、社会集団および国家内外での健康の生態学的、政治的、商業的、デジタル的、社会的な決定要因および健康格差 (health inequities) を明らかにしました。気候変動、生物多様性の喪失、汚染、急速な都市化、地政学的な紛争と軍事化、人口変動、人口移動、貧困、広範な不平等などにより、今日以上に深刻な将来の危機のリスクが生じています。

これに対応するためには、地球と社会とコミュニティと個人の健康とウェルビーイングを統合し、人々が自らの生活と健康をコントロールするための支援も必要するための社会的構造の変革が必要です。2030年持続可能な開発アジェンダと一致した社会的価値観と行動の根本的な転換が必要です。

ウェルビーイングの基盤

ウェルビーイング社会は、現在および将来の世代のすべてのメンバーがどこに住んでいても健康な惑星で繁栄するための基盤を提供します。そのような社会は、次の原則に基づいて、大胆な政策と変革的なアプローチを採用しています：

- 身体的、精神的、精神的、社会的なウェルビーイングを統合した健康のポジティブなビジョン。
- 人権、社会的および環境的正義、連帯、ジェンダーおよび世代間の公正、平和の原則。
- 人間同士の相互性と自然との平和を基盤とした持続可能な低炭素開発へのコミットメント。
- 国内総生産を超えた人間と地球のウェルビーイングを考慮した新たな成功指標による新たな公共支出の優先順位。
- ヘルスプロモーションは、エンパワーメント、包摂性、公正性、意味のある参加に焦点を当てる。

21 世紀のヘルスプロモーションへの対応

ウェルビーイング社会を創り出すためには、次の5つの領域で調整された行動が必要です：

1. 地球とその生態系の価値を尊重し、育み、保護する

健康な惑星は、現在および将来の世代が健康でウェルビーイングであり、すべての人が繁栄するために不可欠です。ウェルビーイング社会は、気温上昇を本世紀内に1.5℃以下に抑えるため、低炭素経済への迅速で公正な移行を優先し、すべての人にクリーンエネルギーへのアクセスを提供し、生物多様性を向上させ、資源の枯渇と汚染を減らし、人間と自然との調和した関係をサポートし、先住民の知識とリーダーシップを重視します。また、母乳育児を含む健康的な栄養を促進する水と食品システムを推進します。ウェルビーイング社会は、「ワンヘルス」と地球の健康にも強く関連し、パンデミックへの備えを強化し、健康と公正性を改善します。

2. 地球と地域の生態学的な限界内で人間の発展を支える公正な経済を設計する

ウェルビーイング社会では、公正な貿易、包摂的な社会保護制度、循環型経済の原則に基づく生産と消費のシステム、構造的な差別のない持続可能な都市の転換、自然の生態系の尊重と保護が確保されています。ウェルビーイング経済は労働権利とインフォーマル経済の貢献、介護者、家族、地域によるケアを認識します。商業的な健康決定要因の効果的な規制を通じて感染症と非感染症の予防と低減を支援します。ウェルビーイング経済はデジタルと軍事産業のアカウントビリティと規制を通じて被害の軽減を図ります。経済と社会の発展を妨げる植民地主義および経済政策を認識し、是正します。ウェルビーイングの優先事項は、健康、ウェルビーイング予算、社会保護、健康で持続可能な経済を保証する法的および財政的戦略への投資によって実行に移されます。

3. 共通の利益のための健康な公共政策を策定する

ウェルビーイング社会では、政府は現在および将来の世代のための健康で持続可能かつ公正な惑星のために、すべての社会資産の管理者としての役割を果たします。政府は国民に説明責任があり、彼らの参加を保証します。ウェルビーイングは新しい社会契約を形成し、予算と規制の決定を含む公共政策の指針となり、個人、コミュニティ、社会に対してより良い結果を達成するための方向を提供します。地域からグローバルまでのあらゆるレベルのガバナンスは、持続可能な開発目標の実現、ヘルスプロモーションのための多部門的な政策、健康を可能にするリソースの公正なグローバル配分を追求することにコミットしています。人間の健康の権利を保証するために、社会的な差別や不正義、マージナリゼーションを含むあらゆる形態の暴力と闘います。

4. ユニバーサルヘルスカバレッジを達成する

ウェルビーイング社会では、ユニバーサルヘルスカバレッジが全ての社会的保護と社会の安定に中心的な役割を果たします。資金の優先順位は、プライマリケア、ヘルスプロモーション、予防サービスの開発に与えられます。グローバルな医療保健のガバナンスは、医療資産の公正な分配を確保します。精神的なウェルビーイングは、医療サービスの再構築において高い優先順位を与えられます。医療従事者は育成され保護されます。医療の財源は、支出ではなくウェルビーイングと社会の回復力への投資として理解されます。健康のガバナンスは共同設計に基づき、デジタル変革をフル活用し、人口全体に公正な利益をもたらすために、アクセスと意義ある参加を確保するために取り組みます。これには、人々のライフコース全体にわたる健康リテラシーの開発に優先順位が付けられます。特に、早期の子どもの発達と教育への投資は、健康で活動的でつながりのある生活の基盤を築きます。

5. デジタル変革の影響に対処する

デジタル変革と技術の進展は、つながりや健康リテラシーの向上、知識共有、効果的かつ効率的なサービス提供のための新たな機会を創出することができます。しかし、デジタルシステムの一部の特徴やデジタルの排除は、孤立を引き起こし不平等(inequity)を悪化させる可能性があります。さらに、デジタル活動と仮想空間での時間の増加により、情報過多、ヘイトやいじめ、誤情報の拡散から不健康な製品や行動のマーケティングまで、健康とウェルビーイングが損なわれる可能性があります。ウェルビーイング社会は、害と無力化を評価し対処し、公正なアクセスを確保し、人間と地球の繁栄のための技術の潜在能力を活用します。

繁栄する未来を導く

ウェルビーイングは政治的な選択です。それは人々が生活する政策、制度、経済、生態系の結果です。ウェルビーイングには、地域や国内政府から組織内部、組織間、ステークホルダー、セクター全体にわたる行動を含む、社会全体のアプローチが必要です。ヘルスプロモーションの役割は、次のような動きを通じてこの運動を促進しサポートすることです。

- 教育、文化に即した健康リテラシーや意義あるエンパワーメントと関与を通じて、人々やコミュニティが自分たちの健康を管理し、意味のある充実した人生を自らの意志でリードできるよう支援すること。
- 全ての環境で健康の決定要因を形成するため、統合的なアプローチを促進し、健康社会の創造に向けて調整し、提唱すること。
- 予防、治療、回復、緩和の健康および社会的サービスが、高品質で手頃な価格でアクセス可能かつ受け入れ可能であり、特によく見落とされがちな人々のニーズに応じて提供されることを確保すること。

これらの行動は、医療従事者、ヘルスプロモーション、公衆衛生インフラストラクチャ、研究への持続的な投資によって世界中で支援されるべきです。もし人々と地球のウェルビーイングが成功の定義の中心になるならば、世界の開発の景観は変わるでしょう。ウェルビーイング社会では、成功は現在の支配的な価値観とは異なる一連の価値観に基づいて長期的な視点で測定されます。それは経済活動の尺度を超えて、人間と地球のウェルビーイングの決定要因、健康のあらゆる側面、健康の公正性、現在と将来の世代のウェルビーイングを形成し保護するリソースを指標とします。人々にとって、それは誰もが長く健康的な生活を満喫することを意味します。

未来への道は、持続可能で公正な社会に移行し、国々、地域、都市、コミュニティ、特に先住民文化を通じて、より持続可能で公平な社会を作り出す方法を学ぶことです。世界保健機関（WHO）は、ウェルビーイング社会のビジョンを実現するために、すべての関係者を結集し、証拠を収集し、技術的な支援を提供することで、この移行をサポートします。健康とウェルビーイングは、社会全体の全ての人々の行動に依存しています。この憲章は、非政府組織や市民団体、学术界、ビジネス、政府、国際機関、そして関係者全員に、健康とウェルビーイングの戦略の断固とした実施のためのパートナーシップに参画するよう呼びかけます。共に、これによってすべての国でウェルビーイング社会への変革が推進され、誰もが取り残されないようになります。

ジュネーブ憲章は、保健推進に関する第10回グローバル会議の前および中に開発されました。149カ国からの5000人以上の専門家が、政府首脳、保健、財務、社会事務、教育を含むさまざまなセクターの閣僚、文化・宗教指導者、他の政治家、高級公務員、医療従事者、政策立案者、研究者、教師、地域代表などが仮想的に参加しました。この憲章は、一連の技術論文によって補完されています。

Translated into Japanese by Japan HPH Network from The Geneva Charter for Well-being. WHO is not responsible for the content or accuracy of this translation. In the event of any inconsistency between the English and the translation, the original English version shall be the binding and authentic version.

『ウェルビーイングのためのジュネーブ憲章』は、WHOの許可を受けて日本 HPH ネットワークにより日本語に翻訳されたものです。WHOはこの翻訳の内容または正確性について責任を負いません。英語版と翻訳版に相違がある場合は、原文の英語版が正式かつ拘束力を持つものとします。

翻訳：日本 HPH ネットワーク

発行日：2025年2月26日